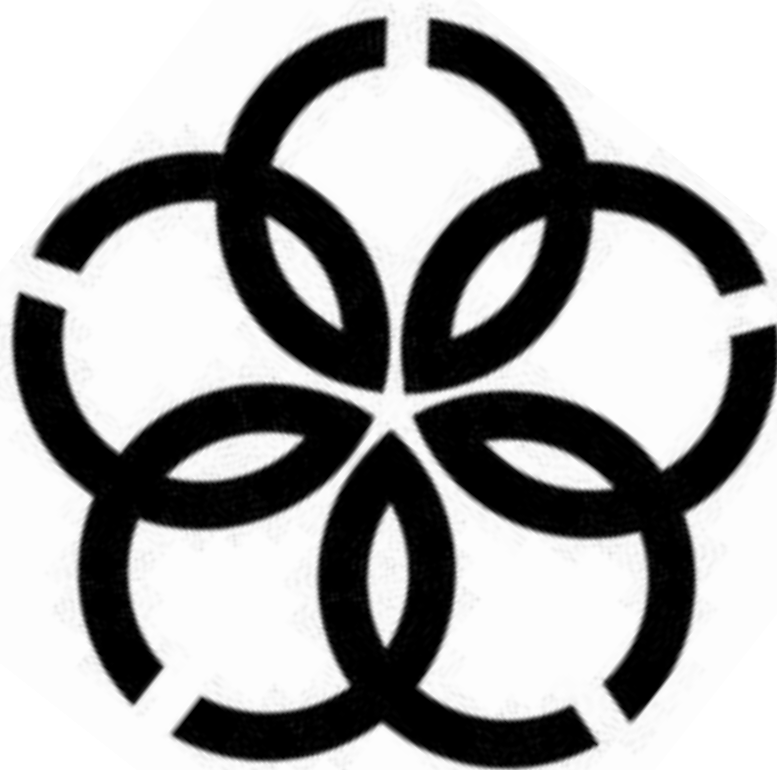


神戸市立桜の宮小学校

P T A 会則

(令和 7 年度改正)



保存版

神戸市立桜の宮小学校 P T A 会則

第一章 〈名 称〉

- 第 1 条 1. この会は神戸市立桜の宮小学校 P T A という。
2. 事務所を神戸市立桜の宮小学校に置く。

第二章 〈目的と活動〉

- 第 2 条 この会は会員の教養を高め児童のより良い成長を図り、本校教育の進展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. より良い教育に関心を深め共通理解につとめる。
 2. 良い環境づくりにつとめる。
 3. 教育公費の充実をはかることに協力する。
 4. その他目的達成に必要な活動につとめる。

第三章 〈方 針〉

- 第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政治団体や宗教団体にかたよることなく、また営利を目的とする行為には関与しない。
 3. 学校の人事その他管理経営に干渉しない。

第四章 〈会 員〉

- 第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。
1. 本校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者。
 2. 本校に勤務する校長および教職員。

第五章 〈役員・委員〉

- 第 6 条 この会に次の役員委員をおく。

会長	1 名	庶 務	2 名（うち 1 名は教師）	
副会長	1 名	会 計	2 名（うち 1 名は教師）	委 員 若干名

第7条 役員の選出は、次のとおり行われる。

1. 本部役員4名を選出する。
 2. 役員候補者は全会員を対象とする。
 3. 役員候補者と立候補者は、選考委員会での話し合いにおいて選考され、総会で承認を受ける。
 - イ) 選考委員^{注1)}は会長及び本部役員とする。
 - ロ) 会長を選考委員長とする。
 - ハ) 本部役員を開票委員^{注2)}とする。
- 注1) 選考委員・・・役員候補者および立候補者の話し合いに立ち会い協議が円滑に進むよう取り計らう。
- 注2) 開票委員・・・役員選出に関わる事務作業を行う。
4. 教師により出る庶務と会計は、学校長の推薦により会長が委嘱する。
 5. 児童の増減等により、役員の選出等は適宜役員会で話し合い、運営委員会で承認を得る。
 6. 運営上、臨時的な役員数・役職変更等がある場合は、適宜役員会で話し合い、運営委員会で承認を得る。

第8条 役員の任期・欠員、委員の欠員について。

1. 役員の任期は14か月とし、以降委員は免除する。
但し、再任を妨げない。
2. 役員の欠員が生じた時は、補充しなくてもよい。
3. 委員の欠員が生じた時は、補充しない。

第9条 役員・委員は、次の職務を行う。

1. 会長はこの会を代表し、いっさいの会務を総轄する。
2. 会長補佐と副会長は会長を補佐し会長不在の時はその職務を代行する。
3. 庶務は事務を処理する。
4. 会計はこの会の財産を管理するとともに会計事務を処理し、総会に報告する。

第六章 〈会計監査〉

- 第10条
1. この会に会計監査委員を2名置く。
 2. 会計監査委員は役員に準じて行う。
 3. 会計監査委員はその年度の会計を監査し総会に報告する。

第七章 〈総 会〉

第11条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

- 第12条
1. 総会は定期総会と臨時総会にわけらる。
 2. 総会の決議は出席者の過半数により決する。

- 第13条 定期総会は毎年度初めに1回会長が召集する。
- 第14条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上連署により要求があったときに会長が召集する。
- 第15条 総会は次の事項を審議決定する。
1. 会則の制定および改正
 2. 予算・決算および事業計画の承認
 3. 役員および会計監査委員の承認

第八章 〈委員会〉

- 第16条 運営委員会は、役員・会計監査委員および、学校長・教頭・PTA担当教師により構成する。
- 第17条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
1. 委員会・各学年で立案された計画案、予算案の作成等を審議する。
 2. その他全会員からの委任事項や提案事項を処理する。

第九章 〈会計〉

- 第18条 この会の経費は会費および本会への寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第19条
1. 会費は、会員家庭一戸当たりより徴収する。
 2. 特別の事情がある場合は会費を減免することができる。
- 第20条 会費以外の臨時費を徴収する場合には、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第21条 この会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第22条 この会のすべての会計は、毎年度1回以上の会計監査を受けなければならない。

第十章 〈顧問〉

- 第23条
1. 本会の運営を円滑に遂行していくため、顧問を置くことができる。
 2. 顧問は次の者とする。
・現校長 ・前会長
 3. 顧問の任期は1年とする。
 4. 顧問は会長の諮問に応じる。
 5. 顧問は要請があった場合は、総会・運営委員会・各種委員会に出席し、審議に加わることができる。

第十一章 〈補則〉

- 第24条 この会則実施に必要な細則は運営委員会で決めることができる。
- 第25条 学校長はすべての会に出席し、意見をのべることができる。

昭和46年4月施行 昭和49年4月改正 昭和50年2月改正 昭和52年2月改正
昭和58年4月改正 昭和60年3月改正 平成8年4月改正 平成12年4月改正
平成13年4月改正 平成17年3月改正（平成17年4月施行）平成19年4月改正
平成22年3月改正（平成22年4月施行） 平成22年4月改正 平成26年3月改正
（平成26年4月施行） 平成30年3月改正（平成30年4月施行）
令和2年6月改正 令和3年4月改正 令和4年4月改正 令和5年4月改正
令和6年4月改正 令和7年4月改正

組 織 図

